

松戸市敬老祝金支給条例の一部を改正する条例（案）

松戸市敬老祝金支給条例（平成8年松戸市条例第28号）の一部を次のように改正する。

第2条中「満77歳」を削り、「満99歳以上」を「満100歳以上」に改める。

附 則

この条例は、平成21年4月1日から施行する。